

2016 年 1 月 19 日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「IFRS の年次改善 2014－2016 年サイクル」に対するコメント

1. 当委員会は、2015 年 11 月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「IFRS の年次改善 2014－2016 年サイクル」（以下「本公開草案」という。）に対してコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々は、本公開草案に記載された理由により、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」に係る本公開草案に示された修正提案に同意する。
3. しかし、我々は、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の修正提案には同意しない。IFRS 第 12 号の開示要求は、多くの場合、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の範囲に含まれる持分については、重複した開示になっていると考えているからである。したがって、我々は、IASB が、IFRS 第 12 号の開示要求のそれぞれについて、そうした持分について有用な情報を提供するものであるかどうか、そして、IFRS 第 5 号に従って要求される開示に追加して開示することを具体的に要求すべきかどうかを注意深く検討し審議する必要があると提案する。
4. IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に係る修正提案については、公正価値測定を選択が投資ごとに行われるべきことを明確化しようとする第 18 項及び第 36A 項の提案には同意する。しかし、事後的判断の使用が重大となるリスクを考慮すると、本修正提案については、（遡及適用するのではなく）将来に向けて適用するとしつつ、それらの項に従った選択を、当該修正が最初に適用される事業年度の期首において行うことを認めるべきであると考えます。
5. 個々の質問に係る我々のコメントについては別紙を参照されたい。
6. 我々のコメントが、IASB の再審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

関口 智和

企業会計基準委員会 常勤委員

IFRS 適用課題対応専門委員会 専門委員長

質問 1——修正案

本公開草案に示したように基準を修正するという IASB の提案に同意するか。
 反対の場合、その理由は何か、また、どのような代替案を提案するか。

1. 我々は、本公開草案に記載された理由により、IFRS 第 1 号に係る本公開草案に示された修正提案に同意する。
2. また、IAS 第 28 号の第 18 項及び第 36A 項を修正する本公開草案に示された提案についても同意する。なぜなら、当該提案によって現行の基準の不明確さが改善され、個々の投資の内容がより忠実に表現されるであろうと考えられるためである。
3. しかし、我々は、次の理由から、IFRS 第 12 号の修正提案には同意しない。
 - (1) 我々の見解では、IFRS 第 5 号に従って売却目的保有、所有者への分配目的保有又は非継続事業に分類された子会社、共同支配企業又は関連会社に対する持分（以下「売却目的保有持分」という。）に適用される IFRS 第 5 号の測定及び開示の要求事項を考慮すると、IFRS 第 12 号の開示要求は、多くの場合、売却目的保有持分については、重複した開示になっていること
 - (2) IFRS 第 12 号が開発される前において、旧 IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」及び旧 IAS 第 28 号「関連会社に対する投資」は、売却目的保有持分について具体的な開示を要求していなかった。IASB が IFRS 第 12 号を開発する際に、IFRS 第 5 号の開示要求に加えて、それらの売却目的保有持分についての開示要求を追加することを明示的に議論していない。このため、売却目的保有持分について、他の子会社、共同支配企業又は関連会社に対する持分に適用されるのと同じく、IFRS 第 12 号のすべての開示要求を（IFRS 第 12 号の B10 項から B16 項のみを例外として）適用することが、IFRS 第 12 号を開発するにあたっての IASB の意図であったとは必ずしも考えられないこと
 - (3) 現行の基準においては一般的に、IFRS 第 5 号の範囲に含まれる非流動資産について開示を要求する場合、適用する開示要求をより具体的に絞り込んでいる。売却目的保有持分に適用されるべき開示を要求する場合、広範な開示要求を定めるのではなく、現行の基準と整合的に、注意深く絞り込みを行うことが適切と考えられること
4. したがって、我々は、IASB が、IFRS 第 12 号の開示要求のそれぞれについて、売却目的保有持分について有用な情報を提供するものであり、IFRS 第 5 号に従って既に要

求されている開示に追加して開示することを要求すべきかどうかを注意深く検討し審議する必要があると提案する。我々の予備的な分析（網羅的なものではない）によれば、例えば、次の気づき事項がある。

- (1) IFRS 第 12 号第 7 項の開示要求（すなわち、投資先に対する支配、共同支配又は重要な影響力を有しているとの決定に関する重大な判断及び仮定）や IFRS 第 12 号第 11 項及び第 22 項(b)の開示要求（すなわち、子会社又は関連会社の財務諸表の報告期間の末日が連結財務諸表と異なる場合に要求される開示）は、売却目的保有持分について有用な情報を提供するであろう。
- (2) 他方、関連するコストも考慮すると、IFRS 第 12 号第 12 項、第 21 項(a)の開示要求（すなわち、子会社、共同支配の取決め及び関連会社の名称や関係の内容等の説明）、IFRS 第 12 号第 19 項の開示要求（すなわち、子会社に対する支配の喪失に伴う利得又は損失に係る開示）や IFRS 第 12 号第 21 項(b)(i)の開示要求（すなわち、関連会社に対する投資が持分法と公正価値のいずれで測定されているかの開示）は、売却目的保有持分について有用な情報を提供しないであろう。

質問 2——経過措置
本公開草案に示されている経過措置の提案に同意するか。 反対の場合、その理由は何か、また、どのような代替案を提案するか。

5. 我々は、IFRS 第 1 号及び IFRS 第 12 号の修正提案に関連して本公開草案に示された経過措置に同意する。
6. ただし、我々は、本公開草案において IAS 第 28 号の修正について遡及適用が提案されている点に同意しない。これは、修正された IAS 第 28 号の第 18 項や第 36A 項を最初に適用する際に保有している投資について選択を認めないと、当該修正による上述の改善が得られないことになる（このため、望ましくない）一方、遡及的に選択を行うことには重大な事後判断の使用が避けられないからである。
7. したがって、我々は、IAS 第 28 号の修正提案を将来に向けて適用するとしつつ、本公開草案に示された IAS 第 28 号の第 18 項や第 36A 項に従った選択を、当該修正が最初に適用される事業年度の期首において行うことを認めることを提案する。

以 上